

(11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

ス 大規模既存集落内における自己用住宅

知事が指定した大規模既存集落内に、線引き前から生活の本拠を有している世帯に属する者又は線引き前から申請に係る土地を所有している（所有していた者から相続により取得した場合を含む。）者が同一の大規模既存集落内において建築する自己用の住宅であって、次の要件を満たすもの。

- (ア) 原則として、市街化区域内に他に適当な土地を所有していないこと。
- (イ) 現在居住している住宅について、狭小、借家等新たに住居を建築することがやむを得ないと認められること。

セ 大規模既存集落内における小規模な工場等

知事が指定した大規模既存集落内に、線引き前から生活の本拠を有している世帯に属する者が行うものであって、次の要件を満たすもの。

なお、工場等とは、工場、事務所、店舗をいう。

- (ア) 敷地面積が 1,000 ㎡以下であること。なお、店舗については予定建築物の延床面積 500 ㎡以下であること。
- (イ) 自己の生計を維持するための業務の用に供するものであること。